

183-参-総務委員会-4号 平成25年03月26日

○片山虎之助君 自動車取得税というのが今、都道府県税あるんですよ。しかし、その七割の税収は市町村に行くんですよ。この税を今度はやめると。まあ、取得のときに掛ける税金だから消費税と似ていますよね、二重課税じゃないかという業界のあれがあって大議論があったんだけど、来年のそれは消費税を八パーにするときには下げて、一〇パーにするときにはやめるということになっている。

それから、もう一つは自動車重量税。これは国税ですけど、これも何千億か地方がもらっているんですよ、これも市町村中心で。両方で五千億を超えるんですよ。またこれを見直すと言っているんですよ。

それは、見直すのはいいですよ。しかし、市町村を中心にした地方の財源をきっちり補填してもらわないと、妙な見直しをされちゃ困るんですよ。財務副大臣、いかがですか、重量税は国税ですよ。

○副大臣（山口俊一君） 昨日に引き続きまして片山先生の御下命でございます。

御答弁させていただきますが、今お話がございましたように、自動車重量税等の車体課税、これはもう先生の御案内のとおりで、今般の与党税制改正大綱におきまして、まずは財源を確保してということなんですけど、また一層のグリーン化等の観点から見直しを行うという方向性が示されております。同時に、もうこれも御案内だと思いますが、税制抜本改革法第七条、これにも明確に安定的な財源を確保した上で地方財政にも配慮しつつというふうなことが入っておりますので、御心配のことがないように私どもも対応していきたいと思っております。